

秋田県告示第27号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県総合保健センター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市千秋久保田町6番6号
公益財団法人秋田県総合保健事業団
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 秋田県健康増進交流センター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
秋田市河辺三内字丸舞1番地1
河辺地域振興株式会社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで